

審査基準整理票

処分名	助産所開設許可事項の変更許可		
根拠法令名	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）		（条項）第 7 条第 2 項
基準法令名	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）		（条項）第 7 条、第 20 条、第 23 条第 1 項
	医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）		（条項）第 17 条
所管部署	大津市保健所 保健総務課 医事薬事係		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載</p> <p>[助産所開設許可事項の変更許可基準] 助産師でない者が開設した助産所に係る開設許可事項の変更の許可に係る審査基準は、基準法令に定めるとおりとする。 なお、関係法令は、担当課において備え置く。</p>			

参 考

[根拠法令及び基準法令]

(医療法第7条)

- 1 助産師(保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第十五条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第三項の規定による登録を受けた者に限る。以下この条、第八条及び第十一条において同じ。)でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の市長の許可を受けなければならない。
- 2 助産師でない者で助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合を除き、前項と同様とする。(各号 略)
- 5 営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、前項の規定にかかわらず、第一項の許可を与えないことができる。

(医療法第20条)

助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

(医療法第23条)

- 1 助産所の構造設備について、換気、採光、照明、防湿、保安、避難及び清潔その他衛生上遺憾のないように必要な基準を厚生労働省令で定める。
- 2 略

(医療法施行規則第17条)

- 1 法第二十三条第1項の規定による助産所の構造設備の基準は、次の通りとする。
 - 一 入所室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、主要構造部を耐火構造とする場合は、第三階以上に設けることができる。
 - 二 入所室の床面積は、内法によつて測定することとし、一母子を入所させるためのものにあつては六・三平方メートル以上、二母子以上を入所させるためのものにあつては一母子につき四・三平方メートル以上とすること。
 - 三 第二階以上の階に入所室を有するものにあつては、入所する母子が使用する屋内の直通階段を設けること。
 - 四 第三階以上の階に入所室を有するものにあつては、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第二百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
 - 五 入所施設を有する助産所にあつては、床面積九平方メートル以上の分べん室を設けること。
 - 六 火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けること。
 - 七 消火用の機械又は器具を備えること。
- 2 前項に定めるもののほか、助産所の構造設備の基準については、建築基準法の規定に基く政令の定めるところによる。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。